

産業革命期イギリスのアジア進出と 東インド会社の位置 (1)

——イギリス東インド会社の人的構成とその経営路線——

今 田 秀 作

I はじめに—問題の所在—

イギリス東インド会社ベンガル総督ウェルズリ R. C. Wellesley によって会社が率いられた時期(1798年—1805年)は、さしあたり次の二点において、東インド会社史上に注目すべき位置を占めている。第一に、インド植民地化過程の重要な里程碑というべき大規模なイギリス領土の拡大であり¹⁾、第二に、インド貿易(1813年)、中国貿易(1833年)開放を間近に控え、会社の貿易独占権喪失に向けての具体的胎動というべき政策、すなわちウェルズリの判断によって、在インドのイギリス人私商人の英印貿易への参入が許されたことである²⁾。本国における産業革命の進行に重なり合う18世紀中葉以降の会社後半史

1) 主な併合地域として、南インドのマイソール Mysore, カーナティック Carnatic, 北インドのアウド Oudh, インド西部のグジャラート Gujarat があり、また中部インドのニザム Nizam, 及びマラータ同盟 Marathas の相当部分が会社の保護国となった。この時期の領土拡大の具体相、及びそれに伴う会社の組織・財政構造の変化については、拙稿「1800年前後における英領インドの拡大とイギリス東インド会社」京都大学経済学会『経済論叢』第136巻第1号、1985年7月参照。

2) 会社は、18世紀末より徐々に独占権の緩和・喪失の過程を迎えることになるが、まずウェルズリ着任に先立つ1793年に、会社船の積載量のうち、年間最低3,000トンに会社以外の者に開放するという独占権に対する最初の修正が行われた。この修正の特徴は、個人の物産を運ぶのがあくまで会社船であることにあり、その意味で私貿易を会社の強い統制下に置くものであった。ウェルズリの政策は、インドに居住する私商人が自ら所有する船で自由に英印貿易を行うことを許した点で、1793年の譲歩を大きく踏み越えたといえる。他方1813年のインド貿易完全開放との違いは、本国の私商人が対象とされていない点にある。拙稿「イギリス東インド会社と在インドのイギリス人私商人」京都大学経済学会『経済論叢』第137巻第6号、1986年6月、さしあたりウェルズリの活動の筋道を追うことを基軸としつつ、会社と私商人との相互関係を具体的に分析し、ウェルズリによる独占権修正の背景を明らかにしたものである。

が、一方でインドにおいて領土保有を拡大しつつ、他方で、貿易独占の漸次的開放を経て、商業活動の停止（1833年）、会社消滅（1858年）へと向かう過程であったとすれば、顕著な領土拡大と貿易独占権の修正とを含む当該期は、会社後半史の動態にとって決定的に重要な時期、あるいはその動態を何程か凝縮的に表現する時期であるように思われる。近代的生産力を開花させ、やがてあの「*England's Peace*」・「自由貿易の至福千年王国」を到来させることになる産業革命期において、絶対王政期以来イギリスの対アジア交渉を独占してきたイギリス東インド会社は、いかなる意味でイギリスによる世界市場支配を準備し、またどのような事情のもとに、その歴史的役割を終えることになったのか。あるいは、イギリス東インド会社の後半史の展開のうちに、われわれは、イギリス資本主義発展の、いかなる構造的特質を読み取ることができるのか。こうした問いは、会社の持った歴史的存在の巨大さに照らす時、イギリス経済史研究はもとより、およそ資本主義的世界市場形成史という、一層ダイナミックな世界史的過程の研究にとっても、避けては通れない、重要な検討対象をなしている。

とはいえ、産業革命期の東インド会社を巡る状況は、一見極めて錯綜したものとして目に映じてくる。上述のインド領有の拡大、及び貿易開放の過程が進行しつつも、それらに加えて、本国政府による会社活動の統制、会社の財政難の昂まり、イギリス綿工業の興隆に伴うアジア貿易のパターンの転換など、様々な要素が複雑に絡み合い、組み合わせられて、会社問題は、まさに「どこから手をつけてよいのか検討もつかない」³⁾ものとなっていたからである。従来諸研究においてさえ、これらの事実の相互関連は必ずしも分明ではなく、またわが国における通説的理解では、会社後半史は、いわゆる「前期的商業資本」の一方的没落史として一面的・消極的に把握されるにとどまってきた⁴⁾。

3) 高島穂「インドにおける植民地支配体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第21巻、140ページ。

4) かかる通説は、会社後半史に関して次の理解を含んでいた。(1) 政治的行動を含めたあらゆる活動を「前期的商業資本」という単一の規定性より説明し、従って18世紀後半より本格化するインド征服も、「前期的資本特有の暴力的性質」の現れとされたこと。(2) 会社史を一貫して、近

本稿及び次稿は、次の点の検討を基軸として、当該期の会社を巡る状況に一定の整理を加え、もって会社後半史の動態が持った歴史的意味を考察することを目的とする。すなわち、すでに公表した研究成果を踏まえ、また産業革命期の会社の位置付けを大きく規定したピット・インド法の内容を一つの導きの糸としつつ、第一に、会社の実態に迫るために、会社の人的構成とその変化を考察し、第二に、本国における新旧の会社当局——本国政府と会社取締役会——のウェルズリの諸政策（顕著な膨張政策と貿易独占権の修正）に対する対応、及びそこでの論争、すなわち両者がイギリスのアジア政策に関わってどのような路線を提起し、それらがいかに決着させられたか、を検討することである。実に、ここでの論争こそは、会社の歴史的 position の検討にとって極めて示唆的な局面をなしている。

今結論を若干先取りしていえばこうである。産業革命期イギリスのアジア政

代イギリスの本来的發展コースの埒外に置くとともに、本稿の対象とする会社後半史に関しては、これを産業資本との角逐のもとに会社が一方的に敗北・衰退していく過程として描いたこと。(3) 以上の理解は、かの「国富論」におけるアダム・スミスの東インド会社批判を下敷きとし、会社の一方的没落を語ることを通じて、スミスの提起する「自由貿易原理に基づく国際協調路線」が会社の抵抗を排しつつ貫徹されたことを主張していること。だが、なにより、こうした理解が、必ずしも会社史に対する丹念な実証的検討に基づくものでないことを指摘しないわけにはいかない。

他方外国の研究を一瞥するなら、ともにネーミア学派の議会史の手法を踏襲し、イギリス政界における東インド会社問題を多彩な党派・人物の利害・縁故の交錯のうちに描いた L. S. Sutherland, *The East India Company in the Eighteenth Century Politics*, 1955, 及び C. H. Philips, *The East India Company 1784-1833*, 1940 が、国家支配層の動向という高みより会社問題全般を鳥瞰し、イギリスの国家政策との関係における会社の位置を論じる上で、今なお最もスタンダードな研究をなし、わが国においても引用されることが多い。とはいえ、ネーミア学派の手法に終始した両書から、会社史の動態を首尾一貫して説明する論理を読みとることは困難である。

他方、近年かの「自由貿易帝国主義」論争を契機として、自由主義時代のイギリスの对外政策に関する再検討が進められ、それが決して「反帝国主義」の時代とは言い難いことがあらためて強調されつつある。さしあたり毛利健三『自由貿易帝国主義』1978年。だがそうした動向も、現在のところ東インド会社時代に対する再検討にまで及ぶものではなく、会社像は依然不明瞭なものにとどまっている。そのなかで、金子勝「『安撫な政府』と植民地財政」『福島大学商学論集』48巻第3号、1980年1月、及び「段階論と『世界市場』の再検討」『社会科学研究』第34巻第6号、1983年3月、は、東インド会社時代とそれ以後に一貫するイギリスのアジア進出の暴力的性格を強調された点で、注目すべき研究である。だが氏にあっては東インド会社の歴史的 position が総体として明確化されているとはいいがたい。

策は、(1) 本国政府の財政負担を回避したインド植民地建設、(2) インドからの富の収奪の継続・拡大、(3) アジアの販売市場としての開拓、の三点を主要な政策課題とし、これらが時に結び付き、時に対立しつつも、三つながらに進められ、東インド会社は、これら課題遂行の主軸となりつつも、同時に役割の限界性を露呈し、そこから貿易開放とインド直轄化との極めて漸進的な過程が生み出された。そして、かかる東インド会社の動態のうちに、確立期イギリス資本主義の構造的特質、(1) 「安価な政府」のインド財政による代位・補充、(2) 植民地に対する早熟の寄生性、(3) 産業資本の海外市場への高い依存性)の萌芽、ないしその前提条件の成熟を認め得るのである。

II ピット・インド法と東インド会社

1600年、代表的なロンドン商人達の請願に基づいて設立されたイギリス東インド会社は、対外的にはポルトガル・オランダ・フランス等ヨーロッパ諸列強との間に東インド貿易を巡る角逐を続け、国内的にはピューリタン革命以来うち続く体制的混乱の中に幾多の動揺・危機を経つつも、18世紀初頭には一応安定的な商業会社としての自己を確立する。すなわちクロムウェルによる独占会社としての存続を前提に、1709年合同会社成立によって組織的再生を果たし、貿易活動では当初の目的地たる香料諸島よりインド・中国に活動の主力を移しつつ、地銀の移送によってインド産綿製品及び中国茶を購入し、国内販売及び再輸出を行うことを活動の基本形態とした。こうした純然たる商業会社にとって、1757年のブラッシーの勝利、続く65年のディワニ diwani 獲得によるベンガル領有は、本国イギリスを遙かに上回る面積を持つ人口稠密な領土を会社に与えることで、その重大な転換点となった。この時あたかも本国における産業革命の始点より、およそ一世紀のうちに、会社はインド亜大陸全域のみならず周辺地域にまでその政治支配を広げることになる。

こうした変化に歩調を合わせるかのように、東インド会社の国内体制にも重大な変化が生じた。本国政府による会社活動に対する直接的統制の進展がそれ

である。従来会社は、通常合本制組合 joint stock company と呼ばれる先駆的な株式会社の一つとして、株主総会 General Court of Proprietors 及び取締役会 Court of Directors とを主要な権力機関としてきた⁵⁾。これに対し政府の統制は、1767年の配当制限法、73年のノース規制法 North's Regulation Act⁶⁾ を経て、84年首相ピットの提議に基づいて制定された通称ピット・インド法 Pitt's India Act (24 Geo. III. Sess 2, C. 25) によって制度的に確定される。会社はその後、独占権の縮小・喪失及び商業活動の停止という変化を迎えるといえ、ピット法の内容は、会社消滅まで会社活動の大綱となり、その意味で以後会社は、イギリスのアジア支配に関わる1784年体制＝ピット法体制の下に置かれたといえる⁷⁾。従って産業革命期の東インド会社の位置を考察するというわれわれの課題とは、言い換えれば、ピット法体制の内実を見定めることでもある。

ピット法の基本的内容を一言にして示せば、それは、さしあたり「貿易独占権を保持する東インド会社をつうじたアジア支配」という旧来の枠組を維持しつつも、会社の「統治活動」と「商業活動」とに区別を設け、新たに設置した本国政府主導下の上位機関、通称「監督局」Board of Control に、前者に対する統制権、しかも相当に強力な統制権を付与し、他方で株主総会の権限を縮小しつつ、総じて本国政府＝監督局と会社取締役会とを二つの主要当局として併立させる二重支配体制を生み出したことにある⁸⁾。

5) 株主は当該期に4,000名余りに上り(後掲注28参照)、1698年以降1,000ポンド以上株主によって、2,000ポンド以上株主より、会長 Chairman、副会長 Deputy-Chairman 各1名を含む24名の取締役 Director が選出され、かれらは日常的な最高経営管理機関である取締役会を構成した。

6) ノース法を通じて本社機構及びインド統治機構の改革が行われたが、同法は、国家の会社活動に対する統制権限については、インドにおける民政・軍政・税務に関する活動についての報告義務を取締役に課したにとどまった。前掲高島論文、142ページ。

7) 「会社の基本構造は、1784年から1858年まで驚くほど僅かしか変化していない」。J. M. Bourne, 'The Civil and Military Patronage of The East India Company 1784-1858.' Unpublished Ph. D Thesis, Leicester University, 1977, p. 19.

8) ピット法の条文によれば、監督局とは、「東インドのイギリス領の民政・軍政・徴税」を「監督 superintend, 指揮 direct, 統制 control」するものであり、「民政・軍政・徴税」総じて統治活動と、残る商業活動とを区別し、前者を監督局の統制下に置き、後者を従来通り取締役会の独占的管理に委ねるというのが、ピット法の基本原理であった。また監督局の統制権限が相当に強力なものであったことを、次に示す経営権の真髄というべき現地への命令権限に関わる規定、

従来わが国において、ピット法に代表される本国政府の介入及びその結果は、いわゆるスミス流の自由貿易理念に対する会社の屈服の一経過点として観念されたり⁹⁾、あるいは、ピット法下の会社を、一面で自己の計算で貿易を行う独占商人でありながら、他面で本国政府の指揮する植民地支配機関でもある、という単純な二面性において把握するにとどまってきたが¹⁰⁾、ピット法の内容はそうした理解を直ちには首肯させない、不明瞭性、あるいは折衷的性格を持つように思われ、本稿ではむしろこの点に注目しておきたい。第一に、監督局の統制権限が相当に強力なことは疑いないが、なお取締役会にも発議権が留保され、ピット法では、取締役会の発議権と監督局の統制権との関係が細部まで規定されていないこと。第二に、会社の「統治活動」と「商業活動」との区別に関して、例えば領土支配は商業活動遂行の槓杆となりうる一方で、会社存立の基礎が商業活動にある以上統治活動は商業活動の状況如何に規定されるなど、両者はいたるところで絡み合い、相互に規定し合う関係にあり、両者の分離はむしろ非現実的といわざるをえないことである。この二点は、上の単純な二面的理解に対する再検討を要請する。第三に、「スミスの観念の実現」に関わっ

より窺うことができる。(1) 統治活動に関して取締役会が現地へ書簡・命令・指令を発する時は、事前に監督局の承認を受けなければならない、監督局不承認の際は修正が指示される。取締役会はこの抗議できるが、監督局がなお修正を指示すれば従わねばならない。(2) 仮に取締役会が監督局からの文書提示要求後14日を経てもこれを拒否する場合は、監督局は自ら現地への命令を作成して取締役会に送付し、取締役会はこの抗議できるが、最終的には監督局に従わねばならない。(3) インドでの軍事行動に関しては、監督局の意向の一層ストレートな伝達が保証された。すなわち監督局は秘密命令を発することができ、その命令は3名の取締役からなる機密委員会 Secret Committee に送付され、機密委員会は内容を公表することなく、その主旨に沿った命令を現地に下さねばならないとされた。またピット法は、監督局が承認した取締役会決定に対する株主総会の覆決権を否定することで、その権限を大きく削減した。本稿でのピット法に関する検討は、A. C. Banerjee, ed., *Indian Constitutional Documents*, vol. 1: 1757-1858, 1945, pp. 132-156に抄録されたものに基づいた。またピット法成立に至る経緯については、さしあたり前掲高島論文を参照されたい。

9) 例えば信夫清三郎氏は次のように述べられる。「この『将来の政治家および立法者』となってスミスの理想を実現させた者こそ、かの小ピットとダンダス（監督局総裁、彼については次稿で詳しく扱う——引用者）であった。彼らがスミスから受けた深い影響は史家が等しく指摘するところであるが、その影響を彼らはインド法案に盛り込んで東インド会社の独占貿易を实地に批判したのである（傍点は引用者）」信夫清三郎『ラッフルズ伝』1943年、34ページ。

10) 高島前掲論文、152ページ。

て、確かにピット法第34条は、「インドにおいて征服および領土拡大の計画を追求することは、イギリスの願望、名誉、方針に反する」と明記するものの、他方で実に多様・多義的な留保条件を付加していること¹¹⁾にも注意せねばならない。以上より、ピット法下の会社の立ち入った位置付けを知るには、もはやピット法それ自体にとどまらず、その下における会社の実態に目を向けねばならないことになる。ウェルズリの諸政策を巡って展開する監督局と取締役会との動向は、ピット法の客観的意味を理解する上で、極めて示唆的な局面をなしている。本稿の後半以降でこの点を詳細に検討したい。

III 東インド会社の人的構成とその変化

では、会社本来の権力機関である取締役会と株主総会とは、およそどのような人々から構成され、それはいかなる変化を遂げつつあったのか。この点の検討は、従来殆ど試みられることがなかったが、彼らの主張する路線の客観的意味を考察する上で、また「前期的資本」概念の抽象性を克服しつつ、会社の「実態」に踏み込む上で、さらにおよそイギリス社会に占めた会社の位置の検討にとって重要である。総じて本章では、会社の本質が、会社貿易と直接取引関係を持つ商人に支配された団体より、インド領有の開始を契機に、インドのもたらす巨額の領土的歳入に寄食する、膨大な収奪者の隊列へと徐々に変容を遂げつつあったことを示したい。

a) 会社取締役について

会社取締役は、1754年から1858年までを通じて延230名に上った。いうまでもなく、会社の最高経営管理組織である取締役会の人的構成は、会社をとりま

11) 34条は、留保条件として次の三点を挙げている。(1) 取締役会及び機密委員会の命令ないし承認のある場合。(2) 実際に戦闘に入っている場合。(3) (敵国によって)会社の直轄領及び保護国に対する戦争を開始すべく準備が実際に進められている場合。とりわけ(2)は、一旦戦闘が開始されれば、本国側はそれを追認せざるを得ないことを述べたとも理解されうるし、また(3)に関しては、その判断基準が曖昧たらざるを得ないことはいうまでもない。

く諸利害の主要な集約点をなしている。取締役は、さしあたり彼らの取締役会入りに先立つ経歴によって、大きく5つのグループに分けることが妥当である。以下まず、それぞれの特質および彼らが会社に対して持った利害を考察し、その後全体の推移について検討したい。また本稿では、取締役の具体像に接近するうえで、1754年から90年までに在職した138名に限定されるものの、取締役の個人的経歴に関するこれまでの最も詳細な検討をなす、J. G. Parker の研究¹²⁾を主要な手がかりとする。

(1) 商人・金融業者

商人・金融業者とは、殆どがロンドン、とりわけシティの商人層よりなる。66名に及ぶ彼らの社会的属性を知るために、Parker の叙述に含まれる限りで、会社取締役以外に彼らの従事した業種を、兼業を含めて数え上げたのが第1表

第1表 ロンドン商人・金融業者出身取締役の個人的営業

業 種	全体数	1764年		1765年	業 種	全体数	1765年	
		以 前	以 後				以 前	以 後
織 物 貿 易	17	13	4	州 長 官	3	2		1
政 府 契 約	15	5	10	ポルトガル貿易	2			2
保 險 業	13	7	6	バルティック貿易	1			1
銀 行 業	11	6	5	茶 質 易	1			1
他の特権会社役員	9	6	3	木 材 質 易	1			1
公 債 引 受	7	5	2	鉛 質 易	1	1		
西インド貿易	7	4	3	戦 利 品 取 引	1			1
マデ이라・ワイン商	5	3	2	大 砲 企 業	1	1		
レバント貿易	3	1	2	ロンドン市長	1			1

注) (1) マデ이라・ワインとは、アフリカ北西のポルトガル植民地マデ이라諸島 islands of Madeira に産する白ワインで、腐敗しにくいためインド植民地で好まれた。

(2) 火薬マニュファクチュアは、会社より硝石の提供を受け、また大砲企業は会社に製品を納入した。

出所) J. G. Parker, *op. cit.*, section 1 の叙述より作成。

12) J. G. Parker, 'The Directors of The East India Company 1754-1790.' Unpublished Ph. D Thesis, Edinburgh University, 1977. 本学位論文は、上述の Sutherland, Philips の観点、手法を踏襲し、取締役の個人的経歴や人的関係、あるいは取締役会内の諸「党派」faction・諸「利害集団」interest の対抗と連衡の様子、両研究以上の精緻さで描き出したものである。全460ページのうち372ページを割いて、取締役一人一人についての経歴及び取締役会内での人的関係が叙述されている。われわれは、本論文での余りに「立ち入った」取締役の経歴分析や、余／

である。これは、必ずしも網羅的ではないと考えられるが、基本的趨勢を知る上では役立つ。全体として、外国貿易業・金融業が主体であり、産業資本家的営みは例外的である。彼らのうち25名、38%が国会議員であり、6名が baronet または knight の称号を有し、また他の特権会社役員が9名に上るように、彼らの多くが極めて富裕な、いわばシティを代表する商人であった。業種のうち、最多の織物貿易は、会社の主要輸入品である綿・絹織物の国内販売・再輸出、及び同じく主要な輸出品である毛織物の会社への供給において、会社貿易と直接結び付いた可能性が高く、また政府契約 government contract とは、対外戦争を遂行するイギリス軍隊に対する兵器・糧食等の物資供給を指す。上述のように、会社によるベンガル領有は会社史の大きな節目となったが、シティ出身の取締役にもこの時期ある変化が認められる。新たに取締役に就任した時点を1765年で区分しつつ業種の分布を示した第1表の右側を通じて考察しよう。前期においては、織物貿易が抜きん出て多く、明らかに多数派をなし、次いで保険業・銀行業・特権会社役員などが相当数を占めているが、1765年以降に取締役会入りした者では、織物貿易は激減し、代わりに政府契約が首位を占め、銀行業・保険業は依然として相当数を数えていることが明らかである。ここでは、とりわけ織物商人の減少と政府契約の急増との対照が際立っている。

こうした変化は、次の二点より説明されるであろう。

第一に、いわゆる重商主義的植民地帝国の肥大化に伴うイギリスの貿易構造・再生産構造の変化、その担い手としてのシティの主導的商人の変質である。名誉革命体制とは、恒常的な植民地争奪戦争の体制にほかならず、それは18世紀中葉より一層大規模に展開される。これらの対外戦争は、まず、軍需物資への膨大な需要、すなわち政府契約を生み出した。上表において政府契約を獲得した時期が記載されている者を拾い上げると、「アメリカ独立戦争に際して」が4名、7年戦争2名、1750年代1名、60年代1名、70年代2名となり、アメ

ゝりに「厳密な」諸党派の抽出には深入りせず、われわれにとって意味を持つと思われる取締役の確実な状況のみを取り上げたいと思う。

リカ独立戦争の比重が高い。また、そうした積極的な対外進出を条件として、R. Davis の言う「商業革命」commercial revolution¹³⁾ が進行し、海外貿易の飛躍的な拡大に加えて、貿易パターンの重要な転換が生じた。すなわち、従来輸出において圧倒的比重を占めた毛織物の大陸諸国への輸出の割合が下がり、輸入では、リンネル・ワイン等の大陸産の伝統的商品の割合の低下と、砂糖・煙草・コーヒー・茶などの新大陸・東インドからの植民地物産のシェア拡大が見られた¹⁴⁾。上表における、織物貿易の比重低下、政府契約を含めた、新大陸・西インド貿易の比重増大、バルト海貿易商や茶商人のような新種の参入、あるいは伝統的な特権会社の役員数の減少も、この「商業革命」の反映である。また戦費調達のために大量発行された公債は、世紀初頭以来の特権会社への依存体制を脱し、「商業革命」を通じて致富を進めたシティの商人・金融業者を請負人として、発展しつつあるロンドンの大衆的貨幣市場より調達されるようになり、それは他面で、彼らに多額の手数料・利子収入をもたらした¹⁵⁾。会社取締役のなかにも、織物商人として出発しつつ、後年政府契約・金融業務に手を染めた例を数名見出しうる¹⁶⁾。こうして18世紀中葉に至れば、シティの外国貿易商人には、大陸諸国との織物貿易の比重を相当に低下せしめるまでに、他地域との多様な品目に亘る貿易、政府契約、金融的業務が新たな活動領域として大きく開かれていたのであり、いまや会社取締役会入りしたのは、こうした多様性を持つシティの主導的商人であった。同時に注目すべきは、彼らと会社貿易との関係の変化、すなわち取締役の個人的営業における会社貿易との直接的取引関係の比重低下である。織物貿易・ワイン商・火薬マニュ・大砲企業の

13) R. Davis, *A Commercial Revolution*. 1967.

14) その具体相については、*ibid.*, 並びに川北 稔『工業化の歴史的前提』1983年、第II章参照。

15) 詳しくは、川北前掲書、第三章、及び稲富信博「イギリス国債投資の展開とロンドン証券取引所の成立」『金融経済』第185号、1980年12月、岡本英夫「コンソル国債成立前史」東北大学研究年報『経済学』第41巻第3号、1979年12月参照。

16) Parker のリストでは、Z. P. Fonnereau, R. Jones, J. Payne, E. Wheler の4名がそれに該当する。

減少・消失がそれを例示する。

第二に、重商主義的植民地帝国建設の一環をもなす、既述のインド領有の開始が、彼らと会社との現実的結節点として、重要な意味を持ったと思われる。というのは、新たに多様性を帯びた商人層が取締役会入りしたとすれば、それは会社を巡る新たな状況＝インド領有の開始に導かれたといわざるをえないからである。それは、一般的に言えば、会社が支配する巨額の領土的歳入に対する分け前への期待に基づいていた。実際、後述するように、致富への見通しによって人気を博したインド統治官僚の任命権 *patronage* より派生する役得は、次第に取締役の主要関心事となり、それこそ取締役の主要な報酬であったといわれる。このように伝統的に取締役会の主流を占めてきたシティ出身の取締役にあってさえ、その会社に対して持つ利害は、インド領有の開始を契機に、会社貿易との直接的取引関係の希薄化という変容を遂げつつあったのである。

(2) 会社海運関係者

会社海運関係者として取締役となったのは、多くが会社船 *East Indiamen* の船長 *captain*, *commander* 及び広東の貨物上乗人 *supercargo* 出身者であった。とはいえ彼らの背後には、船主 *shipowner*・船舶管理人 *husband*・造船業者 *shipbuilder*・艀装業者 *fitter* 等のロンドン海運界の広範な利害関係者が控えていた。

会社海運関係者は、会社に独自の傭船システムも与かって、結束力の強い利害集団を形成していた¹⁷⁾。彼らの利害とは、つまるところ、傭船提供の独占を

17) 会社は、17世紀の半ばより傭船システムをとり、東インド貿易の要請する特殊な条件にも規定されて、傭船の船主及び船長に対し、会社との雇用関係がいわば権利として固定化され、雇用された船舶には、一定数の航海が保証されるとともに、退役に当っては旧船主の新規提供に優先権が与えられ（‘*permanence of bottoms*’）、またそれに伴って各船舶の船長にも継続的な雇用が約束された（‘*perpetuity of command*’）。こうした慣習の強さは、その「権利」が売買の対象となったことに現れている。かかる事情によって、会社とその海運関係者との結び付きは通常以上に緊密となり、それだけ彼らの結束力も強くなった。この集団を束ねる役割を持ったのが船舶管理人 *husband* である。当時の船舶所有は、1/16ないし1/32に分割された所有権を相当数の船主が分有するものであったが、船主のなかから、「建造・艀装・航行を差配し、帳簿を管理する」（*L. S. Sutherland, A London Merchant 1695-1774*, 1962, p. 83）、いわば機能資本家としての船主、*husband* が生み出され、彼らは通常複数の船舶を管理する専門業者となった。彼らの影

維持し、会社船の建造・乗組員の手配・艤装・運賃等に関わって、自己に有利な条件を会社に押しつけることにあった。彼らはまさに、海運を通じて会社貿易と直接結び付いた集団であり、また彼らこそ、会社の貿易独占の最も断固たる擁護者にほかならなかった。他方船主・husbandとも大抵他に兼業を行う商人であり、また船長も帰国後多く船主となったり、あるいは保険業等を営んだので¹⁸⁾、彼らは、社会層としては、(1)のシティ商人と重なり合うものの、会社海運との結び付きを持つ限りにおいて、独自の利害集団を形成したといえることができる。

(3) インド勤務の文官・武官 Indian civil and military service 出身者
インド帰り吏員は、19世紀に入ると徐々に取締役会の主流を占めて行くが、それは、直接的には、会社のインド統治業務の肥大化によってインド勤務の経験を有する取締役が必要とされたこと、及びすでに取締役となった者が同僚・後輩を引き入れたことによるとされ¹⁹⁾、総じて会社のインド統治機能の肥大化、会社の人的構成における彼らの比重拡大の反映である。19世紀前半をとれば、インドへ派遣された者は、年平均で、文官 writer 36名、武官 cadet 329名、医師 assistant surgeon 47名の合計412名に達した。彼らの職能に占める会社の貿易活動の意義は極めて小さく²⁰⁾、いまや会社の人的構成とは、これら文武の

影響力は「テムズ川の有名な造船業者より、船にビスケットを納める小さな仕出し屋にまで及ぶ」(ibid., p. 86) とされ、例えば1760年より73年までに24隻を指揮した C. Raymond は、「自ら(東インド会社の)取締役リストを作る」(J. G. Parker, *op. cit.* p. 405) といわれたほど会社経営に勢力を振った。他方 £5,000~10,000で購入される船長資格 command は、私貿易を船長に許すことを通じて、それを上回って余りある、多大な利益を提供するものであった。すなわち「一回の航海は£8,000~10,000の利潤をもたらすのが普通であり」(ibid., p. 415)、「3-4回の航海はいかなる人でも相当の資産家に仕立て上げる」(ibid., p. 414) といわれたからである。広東の貨物上乗人についても同様の事情を指摘しうる。彼らはこうした致富に支えられて取締役に戻り、当該期の海運関係取締役32名のうちに、22名の会社船船長と6名の supercargo 出身者を見出すことができる。

18) Parker の叙述においては、32名中21名について個人的営業を見出しうる。

19) J. G. Parker, *op. cit.*, p. 364, p. 368.

20) 例えば、最大の管区をなしたベンガル管区では、1808年において、総勢7,960名に及ぶイギリス人吏員のうち、商業部門は248名、全体の僅か3%にすぎず、89%が軍事部門で占められていた。拙稿「1800年前後における英領インドの拡大とイギリス東インド会社」、111ページ、第2表より計算。

「インド統治官僚」をもって、その圧倒的構成要素としていたのである。

インド勤務出身取締役の出身家系を、Parker の叙述に尋ねれば、26名中14名について判明する。すなわち商人・金融業者6名、会社海運関係者3名、政府軍人2名、会社吏員・医師・画家各1名であり、商人層の割合が高い。彼らは主に18世紀前半に任官しているが、これに対し19世紀前半期のインド勤務者自体の出身を示す Cohn 及び Bourne の推計(第2表)では、文官・武官ともに、会社吏員の子弟に加えて、聖職者・政府軍人・法律家・医師・政府文官などのいわゆる専門職 profession の家系出身者が高い割合を占めていることが分かる。会社勤務もまた専門職と見なし得るので、両者を合計した専門職は、

第2表 インド勤務の文官・武官の父親の職業

	文 官		武 官
	人 数	割 合 (%)	割 合 (%)
会 社 勤 務	148	34.7	21.0
ジェントルマン	39	9.2	5.6
商人・製造業者・銀行家	53	12.4	5.8
牧 師	40	9.4	8.5
政 府 軍 人	36	8.5	11.7
政 府 文 官	11	2.6	3.3
医 師	14	3.3	6.8
法 律 家	15	3.5	2.9
国 会 議 員	3	0.7	1.4
小 売 商 人	—	—	3.2
農 業 家	1	0.2	—
そ の 他	—	—	4.5
不 明	66	15.5	25.5
合 計	426	100.0	100.2

注) 文官は、1809年より1849年までの10年毎の5年間についての、武官は、1796年から1854年に至るトータルについての数字。

出所) 文官は、B. S. Cohn, "Recruitment and Training of British Civil Servants in India 1600-1860," in R. Braibanti (ed), *Asian Bureaucratic Systems Emergent from the British Imperial Tradition*, 1966, p. 107. 武官は、J. M. Bourne, *op. cit.*, p. 187.

文官で62.3%, 武官では54.2%に達し, 不明分を考慮すれば, その割合は一層高いものとなる。総じて19世紀前半におけるインド勤務者の主要な供給源は, 専門職を中心とする中間階級 middle class にあったといわねばならない。そうであるなら, そこから, 取締役を含めた会社の人的構成の, シティ商人を中心としたものから, より広範な中間層を巻き込んだものへと変化を窺うことができる。

ところで, 会社取締役一般にとって, インド勤務者の任命権 patronage は次第にその大きな関心事となってきた。18世紀末以降ともなれば, その掌握こそ, 取締役会入りの主要動機であり, 任命権より派生する役得こそ, 取締役の主要な報酬であったとさえいわれる。すなわち近親者・知人のインド勤務志願をかなえ, あるいは売官によって利得する。こうした点は多くの同時代人の証言, 諸文献の指摘するところであり²¹⁾, 実際, 1809年の会社吏員の任命権に関する下院調査特別委員会報告は, 文官 writer への任命が3,500ポンドで, 武官 cadet へのそれが150-500ポンドで売買された事例を紹介し²²⁾, それに基づけば, 取締役の年収は5,000ポンド以上という潤沢なものとなり, 彼らの年間手当300ポンドとは桁違いの額をなす。その背景には, インド勤務が, 「上流 gentility への野心を実現し, 自らとその家族のために社会的ステータスを得る手段」²³⁾, あるいは「ミドルクラスの生活の社会的・経済的実現」²⁴⁾として,

21) ボンベイ知事 J. Malcolm は, 「取締役は patronage を俸給としている」と述べ(J. Malcolm, *Political History of India*, 1811, p. 120), また1813年特許状改正時の株主総会での議論では, patronage の配分への参加こそ, 取締役に加わる「主要な誘因 leading inducement」であるとの陳述が行われた。J. M. Bourne, *op. cit.*, p. 54. マルクスにも1850年代の会社について同様の指摘がある。「(取締役会の) 実際の収入は, 事務官や見習い士官の職務全部に人を割り振る任命権を, 彼らが握っていることから生まれる」。K. マルクス「インドの統治」, 1853年, 『大月書店版全集』, 第9巻, 176ページ。「理事(取締役のこと——引用者)の職に就きたがる主要な動機は, 文官・武官を問わずインドのすべての官吏の任命にあたって理事が大きな任命権を持っていることである」。K. マルクス「インドにおけるイギリス人の収入」, 1857年, 『大月書店版全集』, 第12巻, 268ページ。一方 Bourne は, 「取締役は, patronage がなければ無である。それがあれば王侯である」とまで述べている。J. M. Bourne, *op. cit.*, p. 164.

22) *Report from the Committee Appointed to inquire into the Existence of any Abuses in the Disposal of the Patronage of the East India Company*, 1809, pp. 3-12.

23) J. M. Bourne, *op. cit.*, p. i.

24) *Ibid.*, p. i.

広く請い求められるという事情があった。すなわち、ここには、インド領有に寄食する膨大なインド統治官僚群と、彼らがインド歳入より引き出した利得の派生形態に吸着する取締役とが、会社関係者の主流を形成しつつあったという事情が示唆されている。

さて長年のインド勤務を経て年配になって帰国した彼らは、船長と異なり、一般に帰国後の商業活動には消極的で、その傾向は、専門職家系出身者の増加により強められたと考えられる。Parker の叙述においてさえ、25名中僅か3名について商業活動の指摘を見るだけである。Bourne が「取締役の地位は益々一つの専門職と見なされるようになった。とりわけ退職吏員の間で」²⁵⁾と述べるように、彼らの多くが、インドでの致富により購入した郊外の地所で悠々自適しつつ、統治活動の比重を高める会社の「取締役専業」となったのである。

(4) 私商人、及び(5) その他

私商人出身者は、会社からライセンスを得て単身インドに赴き、いわゆる私貿易での成功を通じて取締役に昇った者を指す。また「その他」としては、会社の本社勤務吏員、法律家、政府役人、劇作家等を見出すことができるが、両者とも少数にとどまり、また彼らと会社貿易との直接的関係は微弱である。

では以上のように5分類される取締役は、全体の中にどのように配分され、またその配分はいかなる変化を辿ったのか。若干のズレや例外は予想されるものの、以上に考察された取締役の個人的利害を参考に、取締役会全体の利害状況について考察しよう。第3表は、Parker 及び Bourne のリストに基づき、また上の区別を設けつつ、1754年より1858年に至る期間の二年毎の取締役会構成を示したものである。まずシティ商人は、18世紀中葉より1813年のインド貿易開放まで一貫して首位を占めるが、貿易開放を境に顕著な減少を示す。海運関係者は、多少変動があるものの、また多数派とはならないが、1840年代までの長期間にわたって良く一定数を保っている。またインド勤務出身者は、1760

25) *Ibid.*, p. 51.

第3表 取締役会の人的構成の変化 (1754~1858)

年代	1754	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98	1800	02	04	06
C	13	10	11	8	8	9	11	12	7	10	8	10	10	10	10	11	12	10	12	8	7	10	8	13	10	10	10
S	7	6	6	8	7	8	6	3	5	3	10	7	7	5	5	4	4	6	5	6	6	4	4	1	4	3	4
I	2	4	4	4	5	4	7	3	6	7	5	5	6	7	4	4	6	5	4	7	6	6	7	5	8	7	6
P		1	1	1	1	3			1	1		1	1	1	3	3	3	2	3	2	5	4	4	5	2	4	3
その他	3	3	2	3	2		1	4	3	2	2	2	1			1		1	1				1			1	
合計	25	24	24	24	23	24	25	22	22	23	25	25	25	23	22	23	25	24	25	23	24	24	24	24	24	25	23

年代	08	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58
C	9	9	8	3	4	5	4	6	6	4	6	4	5	3	2	5	4	5	4	4	4	4	5	2	2	2
S	5	5	6	4	5	7	8	8	6	4	5	6	6	4	6	6	6	5	4	4	4	3	2	1	1	1
I	8	10	9	12	11	10	11	8	10	12	11	10	10	10	11	10	12	13	13	12	13	16	13	13	13	14
P	1	2	1	2	1		2	1	1	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1			
その他			1	2	3	3	2	2	2	2	1	3	3	5	4	3	2	3	2	1	2	2	3	1	1	1
合計	23	26	25	23	24	25	27	25	25	24	24	25	25	24	25	25	26	27	25	23	24	27	24	17	17	18

注) C……シティの商人・金融業者, S……会社海運関係者, I……インド勤務の文官・武官, P……私商人のそれぞれ出身者, その他には不明も含まれる。

出所) 1754年より1790年までは, J. G. Parker, *op. cit.*, pp. 313-23, Appendix 4, また1790年より1858年までは, J. M. Bourne, *op. cit.*, Section 1, のそれぞれ取締役リストより計算。

年代より若干増加し、さらにインド貿易開放後一気に首位に踊り出る。最終的には取締役会は殆どインド勤務出身者の独占となる。最後に私商人は、1800年前後に一定数が取締役会入りしている。以上より、取締役会における利害状況を、次の三つの段階に区別するのが妥当であるように思われる。第一期は、織物商人と海運関係者とが主体となっていた時期。そこでは、多くの取締役が会社貿易との個人的・直接的取引関係を持つ。第二期は、インド領有の開始より1813年の貿易開放まで。そこでは、より多様なシティ商人・金融業者が首位を占めつつも、インド帰り吏員・私商人、及び海運関係者も相当数在职して、三者が拮抗する。シティ商人の多様化、及びインド帰り吏員・私商人の増加を通じて、会社貿易との直接的取引関係は薄れ、代わりにインド勤務者の任命権 *patronage* を中心とするインド領有との直接的結び付きが強まる。本研究の対象はこの時期にある。第三期は、1813年以後、インド帰り吏員の多数が確立する時期である。彼らの多くが取締役専業であり、個人的利益の対象は *patronage* にほぼ限定される²⁶⁾。

b) 会社株主について

会社資本金は、産業革命期に大きく増額され、合同会社成立以来の320万ポンドより、1786年に400万ポンド、89年に500万ポンド、93年以降600万ポンドとなり、それに伴って株主数も増加し、1773年時点の2,800余名²⁷⁾から、当該期には4,000名余り²⁸⁾となったと推定される。いうまでもなく、株式会社の通則と

26) Parker もまた、次のように述べて、1760年代に取締役会に重要な変化が生じたことを指摘している。「1754年より1790年まで取締役会で断然多数を占めたのは、商売上東インド貿易に結び付いた *whose business concerns gave them an interest in the East India Trade* シティ商人であった」が、「1760年代に、会社問題を巡る新たな闘争の時代の幕が開き、East India House において諸党派の跳梁が見られ、それまで取締役会を支配し、会長や指導的取締役を輩出してきた商人階層 *commercial element* の権力は、新参の諸党派によって挑戦を受けた」。
J. G. Parker, *op. cit.*, p. 343.

27) A List of the names of all the proprietors of East India stock, 1773 (Gold Smith Library 所収) より計算。

28) 後掲第4表が示す1809年時点の1,000ポンド以上株主の数は2,230名である。ファーバー H. /

して、多数に及ぶ株主は経営管理の実際面から遠ざかる傾向にあるが、東インド会社においては、産業革命期に至って次の二つの事情によりその傾向が一層強められた。一つは既述のピット法による株主総会の権限縮小であり、他は議会法によって配当率が固定されたことである。それは1778年以降8%に、93年以降は10.5%に定められ、この率は会社解散まで固定された。従って会社株主とは、いわばインド財政に寄生する「国債」保有者に近い地位にあったといえよう²⁹⁾。また第4表は、1809年時点で投票権を有する1,000ポンド以上株主の

第4表 1,000ポンド以上株主の称号及び保有額分布

称 号	£ 10,000 以上	£ 6,000 以上	£ 3,000 以上	£ 1,000 以上	合 計
貴 族 (lord以上)	3	6	9	36	54 (2.4)
Baronet	4	1	18	45	68 (3.1)
Knight	28	40	188	809	1,065 (47.8)
Esquire	1	3	4	50	58 (2.6)
Dame	4	8	27	127	166 (7.4)
聖 職 者	14	12	118	675	819 (36.7)
軍 人					
Mr. Mrs.					
合 計	54 (2.4)	70 (3.1)	364 (16.3)	1,742 (78.1)	2,230(100.0)

注) カッコ内はパーセントを示す。

出所) 'A List of the Members of the United Company of the Merchants of England, Trading to the East-Indies, Who stood Qualified as Voters on the Company's Books, the 11th April 1809 (Gold Smith Library 所蔵) より計算。

\\Furber は、1783-91年時点での株主総数をおよそ4,000名と推計し (H. Furber, 'The United Company of Merchants of England Trading to the East Indies, 1783-96', *Economic History Review*, vol. X, no. 2, 1940, p. 138), また18世紀末においては「1,000—2,000ポンドの保有が一般的であった」と述べており (H. Furber, *John Company At Work*, 1951, p. 271), 1,000ポンド未満所有者がむやみに多いとは考えられないので、第4表の数字からしても、株主総数を、ほぼ4,000名余りとすることは許されるであろう。

29) 実際利率においても国債と大差なかった。というのも、周知のように、ベラム H. Pelham による低利借換・国債整理事業により、1751年以降3%コンソール国債がイギリス国債制度の支柱となるが、アメリカ独立戦争時以降の金融逼迫により発行条件は悪化し、実際の発行利率は額面利率を上回って4.5%程度となり、他方で会社株式の市場価格も上昇し、1770年代には額面の1.3~1.7倍で取引されたものが、1790年代には1.6~2.2倍で売買されたので、両者の利率はかなり接近していたということになる。稲富前掲論文、83ページ、H. Furber, *op. cit.*, p. 139.

株式保有分布を示したものであるが、株式保有分布は、1,000~3,000 ポンド層に集中し、寡頭制的保有構造は見られない。総じて、会社株式は、株式会社の通則という以上に、単なる金融資産としての性格を強め、高い流動性を持ちつつ、広範で多様な人々によって適当額保有されるものとなったといえよう。

株主の社会層について、さしあたり表の称号より考察すれば、まず大土地所有貴族たる Lord 以上層は、人数・保有額とも大きな比重を占めていない。とはいえ、Esquire 以上層が多数を占めること、また当時の家計状況から1,000ポンド前後を株式に固定できるものは極めて限られることから、株主は、土地所有者と融合したロンドンの大商人・金融業者を中核に³⁰⁾、地方ジェントリ、ミドルクラスを含めた、いわば資産階級の上層部分からなっていたといえる。

以上総じて、東インド会社は、インド領有の開始を画期として、会社貿易と直接的取引関係を持つ商人に支配される団体から、致富と栄達を求めるインド勤務の文官・武官、確実な配当のみを期待する会社株主、patronage からの役得を主要関心事とする取締役の三者を主体とする、まさにインドの領土的歳入に寄食する膨大な利害集団へと変容していった。彼らは、重商主義的対外進出に役割を果たしつつ台頭した、いわゆる貨幣利害 *monied interest*、及び専門職を中心とするミドルクラスと階層的に重なり、かかる変容は、イギリスの重商主義的植民地体制成立の、東インド会社における反映をなしている。また、海運関係者を除き、彼らの利害の主要な集約点は、会社の貿易利潤を通じてであれ、吏員の個人的送金によるにしろ、結局のところ、インド歳入を如何にして本国に持ち込み、どのように価値実現するかにあり、従って彼らの主要な利害は、すでに例えばインド綿製品のような特定商品の輸入にあくまで固執するというものではなく、むしろ何らかのヨーロッパで需要されるアジア物産の輸入・再輸出による送金確保にあったというべきである。とはいえ、そして確かに、当該時点までは、「本国送金」は、会社貿易を通じたインド産綿製品・中

30) 第3表の2,230名の居住地は、74.4%がロンドン及びその周辺(Middlesex, Surrey, Hertfordshire)、イギリスのその他の地域が17.2%、外国が6.0%、会社及び会社軍勤務とされた者が1.4%、不明が0.9%であり、ロンドンの割合が極めて高い。

国茶の輸入を主要経路として行われてきたのであった³¹⁾。

IV 会社取締役会の提起する路線

(1) ウェルズリの膨張政策に対する態度

では1800年前後において、会社本来の権力機関であり、またピット法下の一方の当局をなす取締役会は、ウェルズリの諸政策に対していかなる対応を示し、それは、イギリスのアジア支配に関する、どのような路線を提起していたのか。以下では、ウェルズリの膨張政策及び貿易独占権修正政策への対応に絞り込みつつ考察を行いたい。まず取締役会は、ウェルズリの最初の「戦果」であるマイソール Mysore 戦争の勝利に対して次のコメントを送っている。「この素晴らしい偉業は、インドのわれわれの領土に対して、平和が久しく、途切れることなく続くであろうという見通しを与えた。この見通しにもとづいて、インド政庁は、……歳出を削減し、負債を減らし、歳入を増し、インドの内陸商業を発展・拡大させることができるであろう。そしてやがてヨーロッパ向けのインヴェストメントを増すことができるであろう。インヴェストメントの増加は、会社の本国における繁栄にとって最も本質的な重要性をもっている（傍点は引用者、以下同様）」³²⁾。以上のコメントは次のことを示唆する。(1) インヴェストメント（本国に持ち帰るべきアジア物産の買付）に高い価値を与え、およそ戦争という会社にとっての最重要事を主にインヴェストメント拡大の観点より論じていることは、彼らの基本利害が「本国における会社の繁栄」、すなわちアジア物産に対する投資の拡大を通じた本国での売上・利潤の増大にあることを示し、ここで取締役会は、いわば会社本来の商業的利害の体現物として現れている。この点の含意は後に立ち返る。(2) 取締役会は、この度の戦勝に「素

31) 送金については、さしあたり松井透「近世英印関係小論」『史学雑誌』62編7号、1953年、中里成章「ベンガル藍一揆を巡って(1)」『東京大学東洋文化研究所紀要』第83冊、1981年2月、松本睦樹「イギリス東インド会社による本国への送金、1814—1833年」『社会経済史学』第51巻第5号、1986年を参照されたい。

32) British Museum. Addit. MSS. 13, 393, p. 97, cited in P. E. Roberts, *India Under Wellesley*, 1929, p. 55.

晴らしい偉業」と最大級の賞賛を与えており、その根拠は、上のコメントには明示的ではないが、領土的支配が与える会社の商業活動に対する巨大な促進作用にあると考えられる。政治権力を槓杆とする現地経済組織への指揮権の強化、また巨額の領土的収入のインヴェストメント資金への充当の可能性。征服戦争をもっぱら「前期的資本」の暴力的性質から説いてきた通説が洞察したのは、この関係であった。(3) だが一方で、取締役会は、明らかに戦争継続の戒めを行っている。すなわち取締役会は上のように述べつつも、同時に逆の連関——戦争継続が歳出を増大させ、負債を累増させ、インドの内陸商業を衰退させ、結局インヴェストメントが削減されること——への危惧を表明している。総じて、長年の懸案を決着させたこの度の戦勝は高く評価するが、今後は獲得された便宜を利して暫く商業活動拡大に精励せよ、これがマイソール戦争終結時の膨張政策に対する取締役会の態度であった。

しかし、マイソール戦争はウェルズリの精力的な膨張戦争の口火にすぎず、以後彼は間断なく征服戦争を遂行していく。そのなかで取締役会の態度は膨張政策批判へと一面化していった。それを明示するのが、1805年4月3日付のベンガル政庁宛公文書 *dispatch* の草稿³³⁾——監督局に提出すべきもの——である。取締役会は、まずピット法34条に対する厳格な解釈をつうじて、膨張政策批判の立場を明確にする。「法は全ての現地勢力に対する穩健・正義・誠実の原則を規定しているだけでなく、明確に征服・勢力拡大 *aggrandizement* の企てを禁止しているにもかかわらず、この健全な規則の精神は明らかに犯され、会社はかつてなく戦争に没入している。それらの戦争は、ここでその性質なり結果なりを問わないとすれば、総督の側での勢力拡大の企みがなければ起こり得なかったものである」³⁴⁾。同時に取締役会は、アウド *Oudh* 征服への経過に閑説して、「この交渉に関係したやりとりを読むのは苦痛である。もし全く驚

33) Copy of a Proposed Dispatch to the Bengal Government, dated 3 April 1805. (Gold Smith Library 所収)

34) *Ibid.*, p. 4.

くべき内容をもった脅迫に伴われた要求が交渉と呼べるとしたら」³⁵⁾と述べ、いわば「人道主義」的見地からの批判を展開し、ここではまさに「前期的資本」の堡壘というべき取締役会がかえって人道主義を標榜している点が興味深い。とはいえ、さきのマイソール戦争に対する最大級の賞賛からしても、彼らは決して本来的な「人道主義者」ではなく、果たしてその後、草稿が監督局によって無効を宣せられ、両者の間に激しい応酬が繰り広げられるなかでは、取締役会といえども「本音」を口にせざるを得なかった。すなわちウェルズリ召還を暗示しつつ、「取締役会は、公的支出における約束された節約がウェルズリによって実行されることを願い、もって彼の留任を希望する限りにおいて、自らの感情を押さえてきた。だが、こうした希望に応える代わりに、ウェルズリは、不必要にも、戦争に結び付かざるを得ない外交政策の大規模な計画に乗り出した。その計画は、……取締役会の見解では、多くの重大な弊害を生み出したのである」³⁶⁾。こうして取締役会は、主に財政破綻＝商業的利害の侵害のゆえをもって膨張政策批判へと転じたのであった。以上の検討は、会社と膨張政策との関わりについて次の関係を指示する。すなわち会社の商業的利害は、それに適う限りにおいては膨張戦争を要請するものの、それと背馳するまで急テンポに継続されることは、これを認めないということ、あるいは会社が商業的利害に主導されるかぎり、その膨張政策遂行のテンポには一定の限界があるということ。

(2) 貿易独占権修正に対する態度

続いて貿易独占権修正に対する取締役会の態度に移ろう。ここでは、前稿³⁷⁾で確認された関係——ウェルズリの膨張政策が、多くの点で独占権修正を促す作用を持ったこと——を前提に考察を進める。また本稿で検討素材とするのは、

35) *Ibid.*, p. 63.

36) India Office, Home Misc. Series. 486, pp. 588-90. cited in P. E. Roberts, *op. cit.*, pp. 283-4.

37) 前掲拙稿「イギリス東インド会社と在インドのイギリス人私商人」。

1801年、監督局総裁ダundas H. Dundas からの書簡に促され、取締役会が特別委員会を設けて検討を重ね、議会に提出した二次にわたる報告書、及び議会での証言³⁸⁾である。結論的に言えば、この段階での取締役会の態度は、イギリスのアジア貿易の拡大のために努力するという会社本来課せられた使命と、従来の形態での貿易独占(会社船の積載量の一部を私人に開放するという1793年の譲歩にとどめること)とが両全しようと強弁しつつ、独占権修正を拒否するものであった³⁹⁾。こうした態度の論拠とされたものは次の4点に整理される。

(1) 外国のインド貿易の発展の否認⁴⁰⁾, (2) 私貿易の発展性に対する否定的見通し⁴¹⁾, (3) 会社が従来果たしてきた積極的役割の強調⁴²⁾, (4) 貿易の完全開放及び会社消滅への危惧⁴³⁾。これらの論点は貿易独占の存廃問題に関し今後取

38) Report of Special Committee, to whose Consideration the Letter from Mr. Dundas was referred, 27 January 1801. Second Report of the Special Committee appointed to take into Consideration the Letter from Right Honorable Henry Dundas, 2 April 1801. Minutes of the Court of Directors of the 4th February 1801, containing the Resolution of the Special Committee, adopted by the Court. それぞれ, *Supplement to the Appendix to the Fourth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1812 に収録されている。本稿では、IUP 社発行の *British Parliamentary Papers* 所収のものを用いた。

39) まず取締役会もまた「イギリス人の資本によって外国に持ち込まれているすべての貿易が本国に持ち込まれること」(*Supplement to the Appendix to the Fourth Report*, p. 27) を願望しており、そのために、「既存の諸手段に加えて、彼らをして物資を母国に送らせるのに十分な、あらゆる諸手段を与えること」(*ibid.*, p. 28) の必要性に疑問の余地はない。しかし「その目的のためには、(ウェルズリの提案する)方策は不必要である。会社は自身で……かかる目的が必要とする船舶を余さず提供しうる」。*ibid.*, p. 22. すなわち、彼らの物産輸送のために「特別な船舶が会社によって建造される」。*ibid.*, p. 25.

40) 彼らの依拠する統計によれば、「外国人のインド貿易が発展し、密貿易が拡大しているという主張には根拠がない」。*ibid.*, p. 26. ここで取締役会は、当のウェルズリの政策を通じて英印貿易が発展し、その分外国人貿易が縮小したことを考慮に入れてない。

41) 「ヨーロッパの製造品のはけ口は自然的・道徳的原因によって制限され」(*ibid.*, p. 17), 原綿・砂糖・コーヒー等の「新しい物産の輸入が大きく増加し、もって諸個人に商業利潤をもたらすであろう合理的確実性はない」。*ibid.*, p. 20.

42) 「会社は長年単独で領土獲得に結実したところの諸費用・危険を負担してきた」(*ibid.*, p. 21) のであり、「(インドの)農業・製造品における生産力発展に対し自由な余地を、また(本国よりもたらされる)商品に対して自由なはけ口を与えることが会社の原則をなしてきた」。*ibid.*, p. 17.

43) 「こうした譲歩が国民のある部分に与えられたら、残りの国民が同様の要求をしないとは考えられず」(*ibid.*, p. 22), 従って、この政策は「二国間の交渉を果進的に完全開放に近づけ、偉大かつ事態に適切な媒介者である東インド会社の除去へと向かわしめるであろう」。*ibid.*, p. 29.

締役会が繰り返し持ち出すものであるが、以上の論点のうち、(1)、(2)は彼らの「推定」でしかなく、(3)はおよそ論拠になっていないのに対して、(4)こそ彼らの意思が最も率直に語られているものである。総じてここに示された取締役会の意思とは、貿易独占に固執するがゆえにウェルズリの政策を認めないというもの以上ではないというべきであろう。

と同時に取締役会は、彼らの意思が可能となるには、ある条件が必要であることを忘れていなかった。すなわち「取締役会は、現在の高水準にあるインド負債をこれ以上増やさないこと、そして商業目的のために充用しうる資金・信用の限度まで商業活動を行うという点で、私商人と同じだけの自由が会社にも与えられるべきと考える」⁴⁴⁾。ここで取締役会は、経営の全権を掌握し、ひたすら自らの商業活動に邁進する私商人の如く、会社をして基本的にその商業的利益に基づいて活動せしめよと主張している。これは、前段のインド負債への言及と合わせ、さきに示した商業的利益よりする膨張政策批判の基調の再現であるが、ここで注目すべきは、こうした主張が貿易独占維持に関わって行われていることである。前稿で確認したように、膨張政策と独占権修正とが密接不可分の結び付きを持つとすれば、取締役会は独占権維持のためにも、膨張政策に歯止めを掛けねばならない。ここで、前稿で確認した両者の関係を前提に、取締役会の含意を汲み取れば、以下のようにいえる。(1) 過度の膨張政策への歯止めは、資金面を始めとして様々な「重荷」の解放によって、会社貿易拡大を可能とし、それは、その限りで、会社が自らの使命を果たすことを意味すること。(2) 私商人の送金を会社貿易に包摂することに対して膨張政策がもたらしてきた障害が除去されること⁴⁵⁾。(3) 膨張政策が私商人の成長に結び付いているとすれば、膨張政策の抑制は私商人の致富の抑制に結果し、それだけ

44) *Ibid.*, p. 25.

45) 従来私商人の本国送金は、(1) 会社の送金手形の購入、(2) 会社船への物産積載により行われてきたが、会社の本国における財政的窮乏が、会社手形の条件を私商人にとって不利なものとすることを強制し、また(2)についても、本国政府の徴用による会社船の減少、割高な戦時運賃・保険料、及び戦争の影響による航路・航海時間の変更のために送金の便宜は悪化した。前掲拙稿、38-40ページ。

「送金問題」を緩和させること。このように考察すれば、英印貿易問題に対する取締役会の展望とは、膨張政策に一定の歯止めを掛けることを通じて、最大限会社貿易の拡大をもって英印貿易の発展を計ることであったということになる。また、取締役会の膨張政策批判は、自らが体现する会社の商業的利益を防御することに加えて、それが貿易独占権維持の条件でもあるという二重の含意を持っていた。逆に言えば、彼らは商業的利益と両立し、かつ現状の貿易独占権を侵害しない限りでしか、膨張政策を認めないというのである。以上、ウェルズリの二大政策に対する取締役会の態度の検討から、われわれは、さしあたりこの時点での取締役会の、およそイギリスのアジア支配のあり方に対する基本利害・方針を次のように総括しうるであろう。すなわちそれは、会社の商業利潤獲得を第一義的目的とし、会社の商業的利益と貿易独占とによって画される範囲内で、英領インドの拡大とイギリスのアジア貿易の発展を計らんとするものであったと。

V 小 括

(1) イギリスは、18世紀を通じて、対外戦争を継続し、重商主義的植民地帝国を建設することによって、巨大な軍事機構を構築し、外国貿易を拡大させ、さらに国債制度を基軸に近代的信用制度・租税制度の礎石を築いた。この過程は同時に、外国貿易商、金融業者、政府軍人等の専門職、あるいは金利生活者といった社会層の致富と社会的台頭を伴うものであった。イギリス東インド会社は、まさにこうした過程の一環として、18世紀中葉インド領有を開始し、自らのうちに膨大なインド統治官僚群を形成し、また高率配当を保証された株主の環を一層広げ、さらに取締役には *patronage* より派生する利得を提供しつつ、総じて会社関係者をしてインド領有に寄食する巨大な利害集団へと変容させていった。それはまた、今後長らく英印関係の特徴づけるイギリスによるインドからの富の収奪の、端緒的な体制形成でもあった。

(2) 彼らの主要な関心をなしたインド歳入の本国送金は、これまでのところ、

圧倒的に会社貿易を主軸として行われてきた。すなわち会社ができるだけ多くの剰余歳入 surplus revenue を計上し、もってアジア物産に投資しつつ、本国でより多くの貿易利潤を上げること、これが会社貿易を通じた送金の中身であった。上の路線は、こうした従来の送金システムの忠実な反映をなしている。他方で取締役会には、会社海運関係者の独自の利害もまた根強く反映され、総じて、上の路線は、会社貿易に依拠して送金を果たさんとする、現時点までの会社関係者の総意に基づき、また貿易独占に最も強く執着した会社海運関係者の利害をも加味して、生み出されたものである。すなわち、イギリスは、インド領有の開始を契機に、膨大なインド寄食者の隊列を出現させ、さしあたり会社に依拠しつつ、その限りで上の路線を内実としつつ、富の収奪を、そしてアジア支配の前進を達成してきたといえよう。上の路線の特質は、会社取締役会による専一的経営管理の下、東インド会社がイギリスのアジア支配の唯一の担い手となり、また会社が従来の形態での貿易独占を保持する限りにおいて規定される路線の、従ってまさに産業革命の本格化に先立つイギリスのアジア政策の、重要な特質をなしている。そしてそれは、次稿で検討するところの、当該期の現実の主導者であった本国政府路線の特質把握のための基準をも提供する。

(3) とはいえ、会社関係者の個人的利害と、会社自体の利害とは、必ずしも同一ではない。海運関係者を除いて、会社貿易との直接的取引関係を薄め、インドからの富の収奪の享受者としての性格を強めた会社関係者にとって、会社貿易はあくまで「送金貿易」の媒介者として意義を持ったにすぎない。これまで両者は調和的に推移してきたとはいえ、現実には、ウェルズリの諸政策もあって会社貿易の困難は増していた。従ってそこから、会社関係者によっても、会社貿易との関係が見直される事態を想定することは可能である。

では、ピット法下のもう一つの当局をなす本国政府＝監督局は、ウェルズリの諸政策に対して、どのような対応を示したのか。また徐々に変容を遂げつつある取締役会の態度は、今後いかなる展開を果たすのか。これらの点の検討を次稿の課題としたい。

(1987年7月)